

維持管理計画

(埋立中の維持管理)

1.埋立地外への廃棄物飛散防止対策

埋立箇所には、スプリンクラーまたは放水銃を配置し、常に適度な湿度の管理に努め、飛散の防止を行う。

2.埋立地外への悪臭対策

廃棄物は石炭灰単一種であるため、好気性発酵、嫌気性発酵等が考えられないこと及び石炭灰そのものの悪臭、その他ガス等が発生していないことから、特に対策を講ずる必要はないと考えているが、必要に応じて対応することとする。

3.埋立地内火災防止対策

石炭灰の埋立にあたっては、運搬時より含水率 30%程度の湿灰であることから、火災の発生は考えられないものの、浸出水処理施設及び処分場内に消火器を設置し対応することとする。

4.埋立地内のそ族昆虫駆除

年 2 回、草刈・除草等を行い、必要に応じて薬剤を散布する。

5.埋立地内立入禁止（みだりに関係者以外の人が入りできない対策）

埋立地周囲にネットフェンスを設置及び立入禁止等の看板を設置する。また、出入口の施錠確認の際、巡回点検を行い、みだりに関係者以外の人が入立地に入ること防止する。埋立終了した場所の跡地利用（サッカー場）か所との境にはネットフェンスを設置し、関係者以外の人が入立区域に入立ことを防止することとする。

6.埋立地（処分場）立札設置・管理

出入口付近に設置し、内容変更があれば書き換え等必要な措置を講じる。週 1 回、破損の有無等を巡回して確認することとする。

7.埋立地内擁壁の管理

週 1 回、周辺の巡回を行い、破損があれば早急に補修等により対応することとする。

8.埋立地内遮水工管理

週 1 回、点検（目視）し、遮水効果が低下する恐れがある場合は、速やかに回復する手立てを講じる。

9. 処分場周辺の地下水調査

(1) 埋立処分開始前の地下水等検査

『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』の別表第2に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)電気伝導率及び塩化物イオンについて、測定しております。

(2) 地下水、電気伝導率及び塩化物イオンの測定

地下水等検査項目については、年1回以上測定し、記録する。

電気伝導率及び塩化物イオンについては、月1回以上測定する。

10. 地下水の水質の悪化が認められた場合の対応

地下水等検査項目の検査の結果、水質の悪化が認められた場合は、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講じる。

11. 保有水を貯留する施設の管理

保有水を貯留する「貯留槽」については、毎日点検を行い、異常があれば、速やかに必要な措置を講じる。

12. 浸出水処理施設の維持管理

(1) 放流水水質

排水基準に適合するように放流水質を管理する。

(2) 放流水の水質検査

排水基準等に係る項目については、年1回以上測定し、記録する。

水素イオン濃度、BOD・COD・SS及び窒素含有量については、月1回以上測定し、記録する。

測定の結果、水質の悪化が認められた場合は、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講じる。

(3) 浸出水処理施設の運転

運転状況については毎日(日・祝日を除く)点検し、機械や配管等の設備については、定期的に点検を行い、記録する。

また、点検において異常が認められた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

13. 地表水の処理

地表水については、開渠(側溝)による排水を行い、開渠部の清掃は必要に応じ実施する。

14. 発生ガスの除去

廃棄物は石炭灰単一種であるため、好気性発酵、嫌気性発酵等が考えられないこと及び石炭灰そのものの悪臭、その他ガス等が発生していないことから、特に対策を講ずる必

要はないと考えているが、必要に応じて対応することとする。

15. 処分場記録の保存

廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理で行った点検及び検査その他の記録については、最終処分場廃止までの間、保存（5年・10年・永年等に分類）する。

その他

埋立地沈下観測

適正に埋立を実施するため週1回、埋立地内の沈下測定点において水準測量を行い、石炭灰層の沈下量を観測する。

地下水位測定

処分場内外測定点の地下水位差を自動記録計でモニタリングしながら、常に水位が内水位より高い状態に保つことにより、地下水の漏洩防止に努める。

埋立残容量解析

埋立残容量を適切に把握するため毎月、埋立数量をまとめ、残容量を確認する。

（埋立後の維持管理）

（埋立中の維持管理）2～15を実施

16. 埋立処分が終了した埋立地の管理

埋立処分が終了した埋立地については、厚さおおむね0.50m程度の覆土を行う。また、開口部については、事故が発生しないように安全ネット等により覆うこととし、安全管理に努める。

17. 終了した埋立地の覆いの破損防止

週1回巡回し、破損防止に努め、もし、破損等があれば速やかに対応する。